

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）

第7回協議会 会議録要旨

日 時 平成14年9月30日（月）午後3時00分～
場 所 河芸町：防災研修室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長

議 長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。これまで6回の協議会を重ねてまいりました。2月13日に設立しまして以来、熱心にご協議いただきまして、ありがとうございます。

それから、特にお礼を申し上げたいのですが、それぞれの市町村から職員の方に出ていただきまして、ずいぶん忙しい目にあわせております。非常に難しい注文をよくこなしてくださいました。大変な作業ではありますが、懸命にやっけてくださっております。お礼を申し上げたいと思いますし、まだ、いろんな諸調査の途中でございますので、これからもなお、努力をお願いしたいと思います。

さて、毎日々々、新聞等で皆さんの団体の議会でのご議論なり、それから首長さんの考え方などいろいろと紹介されますけれども、それを拝見いたしまして、やはり議論が進むにつれ一般論から実態を踏まえたそれぞれの個別の議論に入ってくる。

この間もリレーシンポジウムで知事が議論錯綜という言葉を使っておられましたが、まさしくいろんな切り口から合併論が語られている昨今であろうと思います。

住民の皆さん方もいろんなお考えであろうと思いますけれども、やはり私たちはその中でどうしても結論を求めて仕事をしていかなければなりません。これも市町村を預かる我々の今日の責任かなと思います。

市民の皆さんの議論を聞いてまいりますと、進め方がせっかちすぎるとか、合併後のイメージが漠然としていて新市の姿が見えないとか、それぞれの地域の中で今の市町村が、どういう役割をこれから果たしていくのかと、例えば機能分担とかそういったことがもっと明確にならないと合併の是非を判断できないのではないかと、という意見をよく聞かされます。それは、ある意味そのとおりでございまして、大切な議論だと思いますし、忠告としてお伺いしているわけでございます。

でも、先ほど申し上げましたように、我々はどちらか結論を出さなくてはならない、こういうことでございます。今、私がいろんな言葉で申し上げた、条

件がそろってないとか、早すぎるとか、そういうふうについていて、それで済めばいいですが、そのことばかりで時間が経過致しますと結論は合併をしないことになりますので、やはり時間は短くても、凝縮して、その中でしっかり濃厚な議論をしていかななくてはならないというのが今であると思います。

それで、今日、かねてから皆さんにお話をしておりました住民説明会を10月に入ってご計画をなさると思うのですが、その資料を事務局が用意しましたので、ご協議をいただくつもりでございます。協議会で部数は用意するそうですから、それをズバリ使っていただいてもよろしいですが、それぞれ団体のご事情で、少し内容を加工していただいて、そして自分のところのまちはこういう形で住民にきちんと浸透させ議論を促していくということでもよろしいと思いますので、独自のものを追加・修正していただくなり、こんなような資料であります。

でも、その住民説明会ですけれども、私は、やはり今日までいろんな形でご議論申し上げてきて、要するに基本は11の構成市町村、この組み合わせが12月のそれぞれの議会で法定協議会での結成という議案提出というような方向で、是非進めていただければと思います。

また、まちづくりの基本構想というのを皆さんと相談しながら進めさせていただいておりますが、これもまだ中間案でございます。いろいろとこれから委員の皆さん方のご意見を伺って、そして成案ということになるのですが、中間案を見てまいりますと、三重県の県都30万の中核都市、こういうような形から出てまいります。こういう三重県の県都30万の中核都市というのが、これからの住民の皆さん方に発展をお約束し、都市間競争にも耐えて地方主権といましようか地方分権の時代に自立して、住民の皆さんの幸せに貢献が出来る、こういうことをきちんと確信をして、その気持ちで住民説明会に私も臨みたいと思いますし、また、委員の皆さん方にもこのことをお願い申し上げなくてはならないと思います。

これは、国、県が合併といっているからではなくて、今日までぎりぎりの時間になりましたけれども議論をして、自分たちのまちづくりの方向ということをもとめた内容であると思います。

例えば合併の方式でありますとか、市の名前でありますとか、主たる事務所をどこに持つとか、合併の具体的な期日とか、まだはっきりお示しをするにはいたっておりませんし、もちろん説明会用資料にも明記はしておりません。それぞれの団体のお考えなり、今までの協議会の雰囲気だとかいろいろな形で出てまいりました議論などを踏まえて、それは皆さんのご説明の中で住民の皆さんのお考えをとらえられていくということでもいいのではないかと思います。

そういう基本4項目をはっきりとまだ、皆さん方に結論を得る場を持ってお

りませんが、それは私が申し上げたように、タイミングというのも大切でございますので、みんなが気持ちよく合併をしていくためにそういう形の今であっていいと思います。

一定の項目をきちんと決めて、これはこうと決めていけばそれでいいのですが、なかなかはっきり結論を得た項目というのが、ご覧いただいても分かるように多くございません。

法定協議会にゆだねるとか、合併した後の新団体にゆだねるといふ部分も多いので、恐縮ではありますが、なかなか諸事情を考えますと、この辺が今の限界かなという気もします。

そういった中には地域審議会という問題もございます。これも早晩、真剣に議論していかななくてはならない問題だと思います。アンケートでもそうだったのですが、いろいろ合併に対して疑問をお持ちの方の、どういうことがお気にかかりますかということになりますと、やはり不安の第一は区域が広がって、行き届いた行政サービスが受けられなくなるのではないかと、そういったことに応えるためにも、このような地域審議会というものも突っ込んで議論する必要がある問題ではないかなと思います。

要は住民の皆さん方が将来のあり方を気持ちよく理解していただいて、合併というものに向かっていっていただくにはどうすればいいのか、今は住民の皆さんの中へ出て行ってのご意見なり、まちづくり基本構想策定委員会で将来構想ということで、まちづくりの方向を定めていただくという議論をやっていただいておりますが、行政のプロである、毎日それぞれ団体の事を職務にしていられる皆さん方に、現実の中でのご議論を重ねるということになっていかなければならないと思います。

私は、それについて、非常にお忙しいところ恐縮でございますが、常にそのことについて、お願いしていくということで、この協議会を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、私はこんな気持ちで今日、皆さん方にお目にかかっています。具体的内容は事務局から一つ一つご説明を申し上げてまいりますので、皆さんは皆さんのお考えがあろうと思いますが、そういう立場をはっきりとして、議論をしていただき進めていただければ、協議会のあり方として自然と次のいい形に進めると思いますので、どうかよろしく申し上げます。

では、まず議案として、当協議会の補正予算の審議をお願いいたします。事務局、どうぞ。

事務局長 議案第12号 平成14年度津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会補正予算(第2号)についてです。1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,963 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,310 千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の費目の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

では、歳入歳出の明細について事項別にご説明いたします。4 ページをご覧ください。

報償費、1,148 千円の増額は、合併シンポジウム開催にかかる講師謝金の減とまちづくり基本構想策定委員会の開催回数の増加による報償金の増などによるものです。

旅費 262 千円の増額は、事務局職員の先進合併協議会への視察研修旅費の増によるものでございます。

需用費 541 千円の増額は、協議会、幹事会及びまちづくり基本構想策定委員会等の資料作成による消耗品費 1,847 千円の増、会議開催時の飲み物等の食糧費 105 千円の増、協議会だより印刷の単価契約額の減による印刷製本費 1,111 千円の減、協議会事務局の電気使用料及び共益費の見込み減による光熱水費 300 千円の減によるものでございます。

続きまして、役務費 823 千円の増額は、アンケート調査実施による郵送料など通信運搬費として 489 千円の増、協議会だよりを各市町村広報誌と同時に配布することに伴う広報誌への折り込み手数料 334 千円の増額でございます。

委託料、217 千円の減額は、まちづくり基本構想策定にかかるアンケートを実施しましたことによるアンケート調査委託料 729 千円の増、それに加えて、新たに情報システム共同運用基本計画策定委託料 4,500 千円の増額によるものと、一方、まちづくり基本構想策定とホームページ作成を事務局で実施したことにより、まちづくり基本構想策定調査委託料で 2,000 千円の減、ホームページ作成業務委託料で 3,299 千円の減などを調整するものであります。

次に 5 ページをお願いします。使用料及び賃借料 385 千円の減は、事務用機器の借上料の契約実績による賃借料の減です。

備品購入費 169 千円の増は、事務局で使用する事務用備品購入にかかるものでございます。

負担金、補助及び交付金 378 千円の減額は、臨時職員 1 名の勤務日数見込みの減による臨時職員人件費負担金の減です。

続きまして歳入に関しての 3 ページをご覧ください。

県の補助金を 1,963 千円増額し、計 8,963 千円とするものでございます。その内訳といたしましては、まちづくり基本構想策定にかかるアンケート調査委託料の契約実績による減額とホームページを事務局で作成したことにより、作成委託料の減額に伴う市町村調査研究委託料の減、これに加えて、新たに

情報システム共同運用基本計画にかかる合併推進市町村情報化支援事業補助金によるものでございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 議案の内容をご説明申し上げました。聞いていただいてお分かりのとおり、4,500千円の情報システムの計画を策定するため新しく取り出しております。ご承知のように情報システム、みんなまちまちでやっておりますので、合併をいたしまして、一つになりますと新しいシステムを構築していかなければなりません。来ていただいている事務局メンバーでやればいいのかはありますが、専門的、複雑なところがございますので、委託をしたいということでございます。必要な経費は新しく負担金をいただくということではなく、県の補助金にプラスいたしまして、必要な部分はその経費を整理したり、いらなくなったものを落として組み替えたり、そういう内容でございます。そういうことを踏まえていただいて、内容をご覧いただき、またご質問等ございましたら、お受けしたいと思っております。

河芸町長 県民局長に前も質問させていただきましたが、この11市町村の現状について重要な問題だろうと思いますが、県補助金8,963千円について今後まだまだ、いろんな意味で調査が必要だと思うのですが、さらにいただけるような余地がありますか、お尋ねします。

議長 では、この点を県民局長さん。

県民局長 この地域は重点支援地域に指定していますので、必要な項目の中身によりまして、支援できるといいですか、少し余裕の部分もございますので、項目によって必要な部分があればそれは追加できるというふうに考えております。

議長 よろしゅうございますか。来年ももっと予算を県が取ってくれると思いますから、あてにしていきたいと思います。局長さん、よろしゅうございますね。他にいかがでしょう。よろしければ採決を取りたいと思います。この議案のとおり、お認めいただけますでしょうか。

一同 異議なし

議長 ありがとうございます。それではご異議ないものと思って、原案のとおりといたします。議案は以上、1件でございます。

では基本構想中間案についてご説明を申し上げます。

事務局長 まちづくり基本構想中間案をご覧ください。この度、まちづくり基本構想中間案をまちづくり基本構想策定委員会でまとめていただきました。平成 14 年 7 月 15 日に第 1 回の委員会を皮切りに、9 月 17 日の一般の方も多数参加しての第 5 回の委員会までの間で、公募委員様に大変、ご熱心で活発なご議論をもとに、委員長である三重大学の渡邊先生、副委員長の児玉先生に中間案として、取りまとめていただきました。

今日の協議会では中間案の内容について、10 月から行われる住民説明会でお示しをする了解をいただきたい。なお、今後の基本構想の策定においてでございますが、協議会でいただいた意見、住民説明会でいただいた意見をもとに、再度、委員会でご検討させていただきます。年内に成案として取りまとめていただきたい考えであります。

まず、基本構想中間案 1 ページをご覧ください。

基本構想の目的でございますが、協議会を構成する 11 市町村が合併した場合のまちづくりのビジョンを住民にお示しするものであります。

次に、目標とする期間であります。激しく変動する政治社会、経済情勢を踏まえ、建設計画が 5 年から 10 年程度となっているのにも留意し、10 年といたします。

次に、2 ページをご覧ください。11 市町村の合併によるまちづくりの意義をご説明いたします。

1 つ目は、自立し得る自治体を目指した合併の必要性

2 つ目は、この地域が一体感のある圏域

3 つ目は、この地域他一体感のある圏域であることから、一体的なまちづくりが行えること。

4 つ目は、30 万での合併であれば、国や県に頼らなくてもよい、真に自立した自治体としてやっていける規模であること。

以上 4 つの事柄を述べております。

次に 4 ページの新しいまちづくりの基本理念についてです。

基本理念の特徴としては、協議会を構成する圏域が、特に、際立ったものがないかわり、「豊かな自然、文化、温暖な気候に恵まれた、多くの住民が健康で心豊かに静かな環境で生活出来る場所であること」を強調しております。この環境を、高齢社会の中で今後も維持、充実していくために、まちづくりのための政策を特定の分野に特化するのではなく、それぞれの分野で、バランスよく実行していくことが重要であると考えている点でございます。

基本理念を一言で申し上げますと、「ハートのまちづくり～日本のまん中、三

重の県都、心の通う 30 万の中核都市～」を挙げています。

「ハート」とは 4 ページをご覧くださいと「心」という意味と「中心部」を意味します。

「心」は智恵・勇気の意味であり、「ハートのまちづくり」とは、11 市町村の住民自らが智恵と勇気を発揮して、合併後の新しいまちを創造していくことを意味します。

さらに、「心」はあらゆる人間活動の源であり、ここから社会の新しい価値ある智恵が生み出されます。

そこで、「心」から「安心・安全」「人づくり」「文化」「環境」「情報」「交流・対話」「産業・労働」が生み出されることとなります。

また、「中心部」は 6 ページにありますように、11 市町村が、日本かつ三重県のまん中にあり、県都で、文化・教育・交通の拠点であることを意味します。

これらの「心」から生み出される「安心・安全」「人づくり」「文化」「環境」「情報」「交流・対話」「産業・労働」を大切に、「中心部」である利点を十分活かし、11 市町村のそれぞれの住民の心が通い合う、三重の県都、30 万の中核都市を目指していきます。

この理念のもと、まちづくりのあり方としては、8 ページをご覧ください。

自立した住民自らが主役となり、行政、NPO、企業などとの連携を図り、住民の個性を活かした「手づくりのまちづくり」を行っていきます。

この部分につきましては、単なる住民参加ではなく、自立した住民が主役となり、住民の創意・工夫でまちづくりを進めていくという点で、この構想の特徴といえるものと考えます。

一方、行政は、財政基盤の確立を図り、情報を積極的に公開・提供し、新市の中央部と周辺部で格差の生じないまちづくりを進め、合併によりまちが大きくなっても、地域の住民の声を、きめ細かく、迅速、公平に把握できるようにし、住民が自立してまちづくりに取り組むことが出来る住民説明会用自治のシステムを構築するとともに、職員の専門能力を高め、政策立案能力の向上を図り、充実したサービスを提供していきます。

以上の考え方にに基づき、9 ページにありますように、住民、地域、NPO、企業、行政などが協働・連携しながら、基本理念の 7 つのハートに対応した、7 つの基本的な方向にそって、合併後の新しいまちづくりを進めていきます。

その基本方向は、次のとおりであります。

(1) 安心と安全のまちづくり

- ・福祉、保健、医療などのサービスの向上と安定的な提供
- ・災害の発生を防止するまちづくり
- ・住民誰もが、安心、安全に暮らせる障害のないバリアフリーのまちづくり

- (2) 人づくり先進市を目指すまちづくり
- ・豊かな自然、特色ある文化・歴史などに触れた豊かな心を育む教育の推進
 - ・三重大学、三重県立看護大学、三重短期大学、高田短期大学の連携による人材育成
 - ・国際化や情報化などに対応した、創造性豊かで、たくましく未来を開拓できる人材、世界に誇れる人材の育成
- (3) 文化を育むまちづくり
- ・文化の香り高い、潤いのある生活を送るための文化・レクリエーションの振興
- (4) 環境に配慮したまちづくり
- ・豊かな自然の11市町村圏域が一体となった保全
 - ・自然と調和した循環型社会づくりのための生活環境の保全、省エネルギーと新エネルギー利用の促進、ごみの減量化とリサイクルの推進
 - ・住民の快適な生活を実現するための公園、下水道等の環境基盤の整備
 - ・景観に配慮したまちづくり
- (5) 情報感度の高いまちづくり
- ・既存の情報ネットワークの活用も視野に入れた、各種サービスの情報化の推進
- (6) 地域内の交流・対話を大切にするまちづくり
- ・各地域間の活発な交流を促進するための交通アクセス、交流・対話の核となる拠点づくりと各地域を循環する交通基盤の整備
 - ・住民の一体感を高めるための交流・対話の機会の創出
- (7) 皆が生き生きと働けるまちづくり
- ・地域の特色、資源、人材を活かした、意欲のある事業者の産業活動への支援
 - ・若者などが地域に定着できる活力のあるまちづくり
- 以上が、まちづくりの基本的な方向であります。

次に、12ページには、これらのまちづくりの基本的方向に沿って、新市の個性にそったまちづくりを進めていくことにより、その地域にあったまちづくり多種多様なゾーンの創出を述べております。

以上、基本構想の中間案のご説明をいたしました。まちづくり基本構想中間案は、委員会にて検討を基に、まとめられたもので、まちづくりの理念、基本的な方向を示すビジョンでもあり、現在の検討段階が任意協議会での検討時期であるということから、抽象的なものとならざるを得ません。

今後、この地域のまちづくりのための独自性については、委員会でご検討を深めていただき、さらに、具体性については、法定協議会設立後の建設計画の

議論の中で、出てくるものかと考えます。以上でございます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長 　ただいま、策定委員会で一応、中間案として、まとめられたものをご説明申し上げます。最初のご挨拶で申し上げましたけれども、まだ、協議会でこういった内容を皆さんとご相談しておりませんので、あくまでも委員会の中間案です。渡邊先生なり、児玉先生なりいろいろとご指導いただいておりますし、それぞれ公募の 30 人の委員の皆さん方も真剣に議論していただいておりますので、それはそれなりに十分、尊重すべき方向であろうかと思えます。

基本構想として、お互い喋っているだけじゃなく、文章にした方向として皆さんにお出しすることになれば、私は、まだまだ皆さんのご意見もあるし、住民の皆さんのお考えも伺わなくてはと、こんなふうに思えます。

最後に事務局長が申し上げました、もっと、たとえば具体的なゾーンの考え方というものも基本構想には必要になってくるものなのか。また、そうでないものかということも大事になってくると思えます。

建設計画を、具体的にご議論していただくことの実取りというようなことであっても、この程度の検討ではいけませんし、まあ、その辺が非常に難しいところでないかと思えます。

私は、そのように思って、この中間案を見たわけでありませけれども、今さっとご説明申し上げましたが、また、皆さん方、よく、文章表現まで入っていただいて、検討していただかなければならないかと思えます。

最初のご挨拶では三重の県都 30 万の中核都市というのだけ、いただいて説明もしたのですが、それ以外にもっと特色をつけるべきなのかと、ただ、いろんな切り口がありますから、最後のほうに基本的な方向として、7 まで並んでおりますけれども、こういった抽象的な意見がいいのか、是非、これは委員の皆さんのご意見を伺いたいところでございます。

それでは、あまりこの中をやっていただく時間もないかと思えますが、しかしこれは大事なことでございますので、今の段階で何かお考えがございましたら、是非お伺いをしたいと思います。

まあ、いろいろ内容が関係してきますから、次の案件をご説明しましょうか。後で、いろいろお考えいただいて、まとめてフリーディスカッションでもいいですから、お聞かせください。

では、用意をしていただいた住民説明会用資料についてです。

事務局長 　「みんなで創ろう！私たちの新しいまち」ということで、目次としましては、「1 項目の市町村合併の課題」から「7 項目の 30 万市民の暮らしはどのような

の？」そして、参考としてまちづくり基本構想策定委員会で検討されている案の「まちづくり基本構想(中間案)」という形でご説明いたします。

1ページの「1 市町村合併の課題」について申し上げます。

まず、(1) 少子高齢化社会の到来では、将来人口推計において、2020年(平成32年)には高齢人口が約28%に達し、4人に1人以上が高齢者になると推計されています。

次に、(2) 住民の日常生活の変化、(3) 地方分権の到来について述べています。

そして、(4) 財政の悪化では、国と地方の借金の合計は、平成14年度末で約693兆円(国民1人当たり約549万円)になると見込まれ、国・地方を通じて大変厳しい財政状況にあるということです。

次に、(5) 広域行政の限界について記述しております。

「2 11市町村による合併の意義」といたしまして、

(1) 自立し得る自治体であること

(2) 一体感のある圏域として、この圏域は、旧藩政時代にはその大部分が藤堂藩に属し、明治以降は三重県の県都として、歴史的に一体感を保ってきています。

(3) 一体的なまちづくりでは、合併により市町村の区域が取り払われることで、山から海まで一体的なまちづくりに取り組むことができるということです。

次に、(4) 自立可能な規模であることです。

そして、(5) 30万都市のメリットについては、11市町村が合併すると人口が30万人以上となり、地方自治法に基づく中核市の指定要件を満たします。中核市に指定されると県の権限が多く委譲されることにより、事務手続きの迅速化・効率化や住民サービスの向上を図ることができるということでもあります。

次に、「3 合併基本4項目」では(1) 合併の方法、(2) 合併の期日、(3) 新市の名称、(4) 事務所の位置に関して基本的なことしか記述しておりません。各市町村でそれぞれのお考えを説明いただきたいと思います。

次に、4 財政です。

(1) 合併特例措置後の財政状況

平成13年度の11市町村の財政状況は次のとおりです。

大体、1,087億の歳出計でございます。

(2) 合併後の削減効果

議員、特別職、職員の削減、また人件費を除く議会費、総務費の削減、普通交

付税の減少により合わせて、約 72 億 3 千万円。これにつきましては前回の協議会でご説明しましたので、住民説明会においてはよろしく説明していただきたいと思います。

(3) 合併に対する財政支援措置

1 から 7 まで国、県の財政支援措置の金額が書いてあります。

次に、「5 合併した場合の懸念される項目」とその対処が 7 項目ございます。続いて、「6 合併しない場合に懸念される事項等」に対しても 4 項目ございます。

「7 30 万市民の暮らしはどうなるの?」ということですが、下記の内容はあくまでも調査研究の一環として、皆さんに合併問題を考えていただく資料として作成したものであり、現段階では、11 市町村が合意し、決定したものではありません。今後、法定協議会で協議され決められていくものです。

協議会で調整方針案が協議された項目が、財産・負債、証明手数料、施設使用料、通学区域、税金となっております。

次の 8 ページにつきましては、今後も引き続き協議会で調整方針案の協議が必要な項目として水道料金、保育料、幼稚園保育料、学校給食、国民健康保険料(税)が記述してあります。なかなか大きな問題で、法定協議会になっても十分な議論が必要な内容でございます。

今回の住民説明会ではこの程度の説明でお願いしたいと思います。

それから、参考として先ほどご説明いたしましたまちづくり基本構想策定委員会で検討されている中間案の概要を添付いたしました。

最後に、住民説明会用のアンケートをつけておりますので、説明会の会場で、アンケートをお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長 こういうふうにまとめてもらったのですが、住民の皆さんにお話をしていく材料というのは、もっとたくさんあると思います。

一般的な事柄も今まで、国や県も作っておりますし、そんなことも合わせて紹介するとか、固有の我々の圏域の事柄もここに書いてある以外にもっとあると思います。

ですから、最初に申し上げたようにそれぞれの団体でこういったところが必要だとか、もっとここを強調したいとか、まちのことをこういうふうと考えているとか、それに対して皆さんの考えはどうかとか、いろいろ加えていただくことかと思えます。

それから、行政のプロの皆さん方ですから、この合併のいろんな内容についてはよくご承知のことで、あえて申し上げるのは失礼かと思えますが、たとえ

ば合併後の削減効果というのが計算してありますが、これが数字だけ一人歩きしてしまいますと非常に誤解を生むこともあるかと思えます。こういうものには説明があるということになると思えます。そんなことも付け加えていただいたら、ありがたく思いますし、その他いろんなところにもみんな説明会にいらしているお客さんのお気持ちとか、もっとこんなことを知りたいと、いろんなことに合わせて、あるいは強く、あるいはそこまでは、というようなことも出てくるのかなと思えますが、その辺も踏まえてよろしく説明をお願いいたします。

必要な部数は大丈夫ですね。

事務局長 各市町村から必要部数は聞いておりますので、説明会の早いところから作りたいと思います。

議長 さて、こういうふうに用意をいたしましたけれども、いかがでしょう。まだ少し日がございますので、その間にこの所を直しておいたら、より共通性があるのではないかと、もっとおっしゃるところがあれば、直してまいりたいと思います。内容につきましてもご質問ありましたら、どうぞ。細かいことはまた、それぞれ出てきていただいております幹事さんにお伺いをさせていただいたほうがいいかな、と思えますが、どうぞ。

安濃町長 2点お願い申し上げたい。

10月の説明会は重要な位置を占めることとなります。出来ましたら資料は多いほうが良いと思います。今ここで訂正をとというのもなかなか困難ですので、後日担当者を通じて連絡し、訂正・加筆を申し出ることをお許し願いたいと思います。

もう一点は、一部事務組合のあり方はどうなるのか。必ず説明会で質問が出ることが予想されますので、合併に際して基本的な一部事務組合の取り扱い、将来像がどうなるのか、説明が出来る基本的な資料の手配をしていただきたいと思えます。

議長 一部事務組合の取り扱いは、それぞれの独立した団体があり、また議会があり、一緒にしたほうが効率的だということで、共通処理している一部事務組合ですから、全部が一緒になればほとんどが問題ない。合併してみなが一緒になればもう必要ないと思えます。

安濃町長 基本的な考え方の資料だけで結構です。ここに入りますと困難ですから。

議 長 基本的な一部事務組合のあり方や、合併してどのように処理したかは前例などを調査してあると思いますので、お示しできると思います。

基本的には、必要なくなると思います。

県民局長 会長が言われるように全部が一つにまとまるのであれば、必要ないことになります。

一志町長 11市町村が1本になることが前提でこの資料が作成されていますが、その議論の中で、そうならない場合をも想定して、一部事務組合はこういう問題が出てきますよ、という説明が出来る資料が必要なのではと思います。
このなかに入れておく必要があると思います。

議 長 そこを分かって難しい問題だとお話していました。たとえば、11のうち5と6と分かれたのであれば、二つの団体で必要な一部事務組合もあるような気もしますし、10と1と分かれたのであれば、そんな一部事務組合があるのかなと思ったりもします。思っていることをあけすけに話しても、かえって迷うだけでいけませんので、問題を整理しなくてはなりません。一部事務組合もいろんなものがありますから、一志郡でやってらっしゃる事務組合もありますし、し尿なんかは津と安芸郡でやっています。そういうことをどうしていくか、個々の内容については全体の問題ではありませんね。それから消防のやり方も違います、この辺のところは法定協議会でしっかり議論しなくてはならないと思っています。

安濃町長 そうですね、一志町長さんがいわれたように漠然としたことではなくて、基本的にこうだと、基本的なことだけでいいと思います。

住民の方々は一部事務組合ってどうなるのだろうと、こういうご心配もありますから、我々の立場として、その辺のところがある程度説明できるような、解説書等があればお示しいただきたい。

議 長 具体的にひとつひとつ住民の皆さんを基本に考えないといけませんから。

我々、仕事をしている側からのものの考え方と、住民の皆さんを基本にして考えれば、じゃあ今まで、例えば粗大ゴミは白銀環境清掃センターで処分していた、ところが余裕がなくなってきたら今度どうしようとなるわけですね。じゃあ、どうするのか。

ということはその団体の長の責任であり、また住民の皆さんにとれば、そ

んなことで明日、処理する粗大ゴミの行き場がなくては困ります。

そういうところが、我々の行政の責任と住民の皆さんのための行政である点での判断となります。

このところが、非常に難しいというか、判断の大事なところであります。一部事務組合のことについては、少し基本的な説明を加えさせていただきます。

久居市長 一部事務組合の取り扱いは、今の 11 市町村の枠組みで行けばなんら問題がない。

一志郡、久居市、全部が一つになりますから。

ところが、具体的に言って申し訳ないのですが、嬉野町さん、美杉村さんが出られるということになると、難しいことになるのではと思います。

議長 それでは、批判的な部分のお話もうかがわなくてはなりません。

今まで申し上げた構想案、材料、それからもっと基本的なこともひっくるめて、議題にしたいと思います。

どうぞ、みんな横つながりの話ですからご遠慮なく。

県民局長さんもお聞かせください。

嬉野町長 基本構想の中間案なり、住民説明会のあたらしいまちづくりの資料提供いただきまして、確かにこの 11 市町村、このエリアは津市がまん中でその周辺にそれぞれの市町村があるという形です。

それぞれの市町村にそれぞれ特性がありますが、共通していえるのはそれぞれの市町村が山間部を一部持っている、あるいは農業振興しているというのが、9 町村の実態なのではないかと思えます。

せめて、私はこの説明資料の中で、例えば安芸郡の今現在の方向の将来ビジョンはこのような形になります、あるいは一志郡のそれぞれの将来ビジョンの位置はこうなりますとか、さらには中心の津市が市街地のまん中をこういうふうに変わりつつある、中部国際空港へのアクセス港を中心にした昔の安濃津物語を復権していくのかというような将来ビジョンを、もう少し具体的なビジョンが出ないかなと期待していたのですが、抽象的な表現で終わってしまっておりますので、これから、これをもって説明会に臨むとなると非常に説明がしがたいと思っております。

まだまだ、これからでございますので、具体的な将来ビジョンをもう少し出すことができればと期待するところでございます。

議長 私は挨拶のときでもこの辺で限界があると申し上げました。

個々の、地域のビジョンというのが、今の状況では完全なものとしては作りにくい。しかし、私は市民の皆さんに説明に行くときに、こういう構想の中で津はこうだというようなことは説明していこうと思うわけです。

でも、私は嬉野町の皆さんに説明に行くわけではありませんので、嬉野町の方にはやっぱり、こういう圏域の中で、昨日今日、加わったメンバーではありませんし、皆それぞれこの圏域の広域計画なんかを議論してきたりしていますので、大体、あり場所というのは心得ていらっしゃると思います。また、皆そんな非常識なあり場所というのはないわけですから、それぞれの皆さんがそういうお気持ちで説明会に臨んでいていただきたいと思います。この住民説明会までにブロック別に方向的なものをきちんとお互い合意の上でやっていくというのは難しいかと思いましたが、事務方と最後の方向のところに、あるいは県が今まで作ってくれた大きな圏域の方向やら、一部事務組合のソフト事業のこれからの方向を決めていこうという、広域組合の計画の中にもある程度あるべき方向が入っていますから、うまく完全なイメージとはいきませんが、やっていけないかなと思います。

一志町議会 今いわれましたが、やはり住民の選択肢はもう既に書いてあるので、各地域の市町村で住民説明会を行って、これから法定協議会を立ち上げてから、こういうふうな構想ができるのだというように進まないといけないと思います。

今の段階で 11 市町村が確実にまとまってくれたら、議長さんも選択肢を出しやすいと思いますが、まだ枠組みが固まっていない中で、「こうなります」、「ああなります」といったところで、住民の皆さんは「それではだめだ」、「これではだめだ」ということになります。それよりも各地域において、各市町村そろって過去何回もこういう会議を開いているのですから、自分のところの「まちはこういうふうになる」、「合併したら将来はこうなります」というくらいの考えをおもちだと思います。それでなければ、市町村合併なんて出来ないとはいけません。

それぞれの市町村が揃って議論しているのですから、各市町村別の合併後の具体的な方向というのは、そこまでつめてからでいいのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。今、一志町の中川さんがおっしゃったのは、私もいつも申し上げていますが、いろいろ議論していきますと、ここが決まっていけないのに議論できないじゃないかと、こんなことばかりいって進まないもので、一つ一つこれは少し言いすぎかなと思うところがあっても、一歩踏み込んで議論をしていかないといけないと思っている私の進め方が、具体的に中川さんがおっしゃってくださったことかなと思い、お伺いしました。

嬉野町長さん、いかがでしょうか、お気持ちはよく分かりますけれども、やはりそのところを自分のまちの首長としての立場で、住民の方にお臨みになっていただければとお願いしたいと思います。

きっとこれは新市建設計画云々ということで事務局長がご説明申し上げましたが、具体的にそういうものにつながっていくと思います。

後になって、こう決めていましたけれども、どこか抜けてしまって、またやり直しとかいうようなことになってしまっても、お互い困ることでございますので、そのところはおおらかに見ていただいた方がよいかと思います。

河芸町議会 法定協議会に 12 月の議会にと会長も言われました。それに行くステップをもう少し明らかにしていただきたいと思います。

といいますのは、次の協議会は 11 月 5 日ですね、10 月から住民説明会がございますので、おそらく 11 月 5 日につきましては、その結果的なことになると思います。そうしますと、12 月の法定協議会に入っていこうとすると、やはりもう既に一つにまとまった協議会があって、11 市町村まとまってやっていくということでないかなという気がするわけです。

それとやはり住民説明会は 11 市町村でやっていくこの日程を見ておりますと津市、安芸郡内が開始しておりますが、一志郡の地域のほうがどうなっているのか、これから入ってくるのと思いますが、香良洲町さんは入っていますね、失礼しました。

法定協議会に入っていきますと、11 市町村がまとまるという前提でキャッチフレーズの「日本のまん中、三重県の県都、心の通う 30 万の中核都市」、こういう 11 市町村がまとまってはじめて生きてくるキャッチフレーズです。

そこら辺が変わってきますので、協議会をまとめていく次期はどのようなでしょうか。

議長 12 月の議会日程はそれぞれ団体で違うと思います。ですから、その日程を考えて、そしてそれぞれの団体の一番早いところの日程に合うように、最終的にこういう構成員でこういくという議案の骨子のようなものを、それが 11 月 5 日であれば、大体それぞれの皆さん方のいろいろ議会スケジュールに間に合ってくるのではないかと思います。

それから説明会の日程はここにいま分かっているものだけ書いてあると思いますが、それぞれの団体で事情がとおりでしょうからこれは本当に参考程度にしてください。会長・副会長が、それにみんないくとなるとちゃんと合わせておこなってはなりません、それぞれ皆さんにお任せしておりますので、これはこれでいいのではないかと思います。

それから、30万都市という一つの形の問題です。ご挨拶の中でも使いました。この中間報告はいろんなところに渡っておりますので、それを全部というのも大変ですが、基本的には三重のまん中、心の通う30万の中核都市というイメージは持っているのではないかと、皆さんに持っていただきたいなというつもりであります。

香良洲町長 それと、事務局にお願いしたいことがあります。一部事務組合につきましては現在のところ一志郡だけがそういう問題に直面するのかな、というお話してございましたが、非常に重要な問題だろうと私どもはとらえております。

これはこの資料から見れば、11市町村というのがベターでございますので、出来るだけ触れたくないのだろうと、私自身そう感じておりまして、それぞれの地域でそういったことについては対応していくべきだと思っております。非常に重要な問題ですので、私も触れさせていただきたいと思っております。

それから、事務局にお願いしたいのは、1点目はそれぞれの市町村で説明すると思うのですが、財政力指数というのが非常に重要な問題だと思います。私ども財政力のないまちとしては、そのことが国の合併の方針は、まず財政破綻とか地方分権の実現とかですが、根本は国の財政の破綻と、それがこのように地方の経費削減等に現れて合併問題が浮上しておると、私はこれを基本的問題だと思いますので、11市町村の財政力指数というのはかなり、大きなウェイトを占めていくと思っております。例えば、私どもは非常に財政力指数が低いので、合併した場合にはどれくらいの財政力指数になるか一つの目安を作っていただきたい。

2点目は、10年間は合併しますと交付税はそのままいくと思うのですが、その先、15年後くらいが見えてこないとやはり説明しにくいということもあります。できれば、10年以降15年くらいの間にはこれくらいの財政力と地方交付税の削減がありますというようなデータがもしできれば、是非、その経過も出していただきたいと、我々が説明材料として、非常に欲しいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

西東京市なんかも視察にいつてきましたけれども、15年後の地方交付税の削減率をかなりはっきりと金額を通じていつておりました。そこら辺は津市並、それ以上かもしれませんが、財政力指数も取れましたが、今、現在合併した市で38億円の地方交付税しかもらっていないが、その交付税も15年後には17億円下げられるとはっきりと担当の方がいつておりまして、我々ならもっと減らされると思っておりますので、そういった具体的なものがあれば、是非事務局で調べて、我々に提供していただいて、それを住民説明会で皆さんにお伝えしたいと思うのでよろしく申し上げます。

河芸町長 この 3 ページの合併基本 4 項目ですが、各市町村でいろんな形で説明をやっていただくのですから、これを見て思うのですが、この文章の中にも法定協議会でまずこのことを一番先に決めていくべきだということを書いていただくほうが良いような気がいたします。

やはり法定への期限といいますか、ある意味で我々の考えを、住民説明会で話していくイントロのためにも、書いておいていただくと皆の意思がはっきりするのではないかと。

議長 基本 4 項目というのは非常に大切で、決め方の悩むところの問題です。いろんなところを見ているとこういうことを最初に議論していったところや、いろいろなケースがありました。

私もこのことをもっと早く皆さんにお諮りすべきかと思ったりしましたが、まだ構成自体がはっきりしていないということもございまして、おっしゃられたように、法定協議会の早い機会にというふうにも思います。

ただ、新聞記事なんかには破談や離脱続出とか、大変な見出しがついていますが、こういう新市名等でいろんな問題になることもあつたりしますので、これは大切な問題だと思います。

4 項目の考え方のところで、これは大事なことですか、こういう理由でまだ皆さんのご意見は聞かないけれども、法定協議会になった早い機会に、是非、このことに関する皆さんのご意見を聞かせていただきたいというように、住民の皆さんに説明をしていただきやすいイントロにしていきますから、ご承知ください。

安濃町長 もう 1 点だけ、お願い申し上げたいと思います。

冒頭、会長がご挨拶いただきましたときに、地域審議会について触れられております。法定協議会に入りましたときに 11 市町村の方向で、というお話がございました。

やはり、住民説明会で地域の皆さん方にご説明させていただきますときに、嬉野町長さんが言われたように、どういうまちになるのだろうかというところが、現段階では本当に難しく、無理なところでもございます。しかし、それならば、地域審議会で、今の地域を充実・強化していくということも我々の共通理念として住民説明会に臨むと、こういう姿勢を住民の方々に示していくと、その点はこの考えでよろしいですね。

議長 まだ、決めなくてはならないところが多い中で、挨拶のところでも申し上げる

のはいいのかなと思いつながり申し上げたのですが、この地域審議会の問題というのは、やはり広くなって住民意志が疎通しないことが、一番の懸念項目です。これには的確に答えないといけないと思います。

市域が大きくなるといろんな問題が出てくると思います。先例というか諸外国にもこういった例があります。地方の組織というかそれぞれの議会の組織になるのか、旧市町村単位の組織になるのか、また審議会というのか、いろんな組み合わせがあると思うのですが、私は自分の考えですから、そう多く聞いていただくなくても結構ですが、これから日本がまず、大事なものは国、県、市町村の割合をどのようにしていくかということだと思います。

相対的に行政というのが「小さい政府」であるべきだと思えば、やっぱり、住民の皆さん方の幸せのために行政をきちんとしていくという点では、そういう組織がなければ、私は「小さい政府」というものは成り立たないと思います。

全体としては小さくても良いと思いますが、地域の問題を吸い上げて、そして地域でやっていくような仕事を進める組織というのは、それを無視してはこれからの地方主権というものはできないと思います。

安濃町長さんのご懸念、アンケートをとったときの皆さんのお気持ち、それからうまく分散型の行政組織をもっているところの先進地、こんなことを考えますとやはりこれは大事なことで、無視をしてはいけない部分ではないかと思えます。

白山町議会 先ほどからいろいろ、基本構想だとか、新しいまちづくりの資料の説明を聞かせていただいて、せっかくまちづくり策定委員会の皆さんがいろいろご審議いただいて、こういう資料を作っていただいたので、それを批判するつもりはないのです。確かに我々が考えているようななかなか立派なもので、構想するまちが出来れば、本当にすばらしいまちが出来るという感じがします。

しかしながら、我々が地元で、会合などで説明をした場合にこういうような立派な話はなかなかでないのです。一般住民の方からは、それよりも、もっとこんな心配がある、と不安の話が多いのです。だから、私は今すぐには申しませんが、そういうような住民の方が心配されているようなことを十分検討していただいて、そういうような資料を上げていただいたら、これからの協議会でもそれを話題にして話しが出来るのではないかと。いいことばかりでは、話は進まないと思います。

先ほど、嬉野町と美杉村さんの話が出て、この会合が1回目、2回目のときにも一志郡は流動的だとの表現が出ましたけれども、確かに未だに流動的な感じはするのです。ということからこれはあくまで11市町村が合併した場合のものをここに上げられておるのです。もしも、そこらが抜かれた場合、最悪

の場合、その辺の予算的なものとかいろいろなもののやり直し、見直し、それは事務局で簡単に出来るものですか。それを一度お伺いしたい。

事務局長 予算の件でございますけれども、あくまで 11 市町村のという形で現在進めております。

今、いわれるように、抜けた場合どうするかというのは事務局としてそういう考えを持っておりませんが、必要な時期に協議会でお諮りをしたいと思っておりますし、ここまで費用を使ってきておりますし、それを案分するとか、できるのかどうか、これについてはまた、協議会にお伺いしたいと思っておりますので、お願いします。

議長 まさか、どこか抜けて返せといわれたいとは思いますが。それは、このままです。協議会の目的がこういうものですから、自分のところが抜けたから、計算して返してもらおうというのはなし。

皆さんのお考えはどうか分かりませんが、私はそんな提案はいたしません。今まで、11 市町村でやってきたのだから、費用の持分も 11 市町村です。

それから先はまた別です。法定協議会になったときにどうしようと、抜けていってしまったところにまで費用を負担してとはいえないですね。

それまではこのままです。

三重県も数が減ったから、返せとはいわないでしょう。でも、そんな悲しいことはいわないでやっていきましょう。

一志町議会 この前、ここで言わせていただこうと思っていたのですが。

今、そういうご意見が出るのですから、早い時期に一志郡も揃った 11 市町村の法定協議会を、各議会でもっていけるようにしないと、こういう意見が出ていて会議を進めていても前進しないし、意味がないのだから、やっぱり 11 市町村の足並みが揃うという法定協議会を、皆さんのご意見を固めてしていかないといけないと思っております。

一志郡が足並みは揃わないと言われているのだから、白山町さんも香良洲町さんもはいってみえるから、そこのところはきちんと調整しながら進まないといけない。

11 市町村が 30 万都市を目指すということで、議長さんも努力し、我々も努力していかなくてはならない。

次回の 11 月にはそれに向けた話し合いを十分できるような会議にして欲しいと思っております。

議長 ありがとうございます。前回の協議会で、私は9月中のこの日はもう少し、はっきりした形でというふうに、締めくくらせていただいたと思います。

そういうことでそれぞれの団体にはお邪魔をしたりして、ご意見を伺ったのですが、少しまたそういうニュアンスをもって、今日は入らざるを得ませんでした。けれども、私は11構成市町村、12月議会に法定協議会設立のための議案を出すということを基本にして、そんなふうに皆さんにお願いをしたいと思います。

いかがでございますか。何度も会議は致しますので、またご意見、伺いをしたいと思います。

これから、中間案、構想は皆さんでじっくり読んでいただいて、それぞれ成案に近いようにしたいと思います。

散会時間がまいりました。本日はお忙しいところありがとうございました。今日は、かなり皆さんのお気持ちを端的にお聞きすることが出来ました。

以上で、今日の会議を終わらせていただきます。